

山県市さくらカンパニーを核とした女性活躍推進事業業務委託仕様書

1. 目的

山県市では、平成30年度に実施した「山県市女性活躍応援地域創出事業業務委託」において検討した指標（成熟度別3段階）を基に、令和元年度「山県市さくらカンパニー認定制度」（以下、「認定制度」という。）を創設し、運用を開始した。

本業務は、山県市さくらカンパニー認定制度実施要綱を基に、これまでに実施してきた認定制度を継続展開するとともに、女性活躍推進やワーク・ライフ・バランス推進への意識改革を促す企業向けセミナーの開催とともに参加者の交流の場を創出する機会を設ける。また認定企業と再就職を希望する女性やワーク・ライフ・バランスを推進する企業で働きたい人をマッチングさせる就職企業説明会をハローワーク岐阜と共同開催することで、山県市さくらカンパニーを核として市内の女性活躍推進施策を加速させることを目的とする。

2. 名称

山県市さくらカンパニーを核とした女性活躍推進事業

3. 履行場所

山県市及び山県市が指定する場所

4. 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

5. 業務内容

(1) 認定制度・認定基準・審査方法の見直し

昨年度における同制度の運用状況の検証を行い、育児・介護休業法をはじめ、各種労働法規の改正を反映し、国や岐阜県で実施されている同趣旨の認定制度を参照した上で、本市の認定制度・認定基準・審査方法等の見直しを具体的に提案すること。

- ①認定制度・認定基準の見直し
- ②審査方法の見直し

(2) 認定制度のPR

本制度の市内企業への浸透状況を検証し、より効果の高い周知方法を検討の上、PRを行う。

- ①市内企業及び事業所向けPRツール（チラシ等）のデザイン作成
- ②市民向けPRツール（チラシ等）のデザイン作成

③その他提案事項

(3) セミナーの実施

管理職における女性の割合を高めるためスキルアップ、キャリアアップ、意識改革につながるセミナーを開催するとともに、参加者の交流の場を創出する機会を年1回以上実施すること。

(4) 就職企業説明会の実施

認定企業と再就職を希望する女性やワーク・ライフ・バランスを推進する企業で働きたい人をマッチングさせる就職企業説明会を開催するため、開催支援を行うこと。

①市民向けPRツール（チラシ等）のデザイン作成

②その他提案事項

(5) 市内企業・事業所における女性活躍等推進の取組のレベルアップ支援

市内企業・事業所1社以上を対象に、今年度中の認定（ステップアップを含む）を目指して、企業の現在の女性活躍等推進の取組をレベルアップさせるための支援を行う。なお、支援に際しては、企業の経営状況等の現状を理解し、実現可能性の高い支援を行うため、専門知識や指導経験を有する社会保険労務士や中小企業診断士などが対応できる実施体制を整えること。

①支援対象となる市内企業・事業所の選出（山県市の産業特性を踏まえた選出を行うこと）

②市内企業・事業所への訪問・レベルアップ支援の実施

③その他提案事項

(6) 認定業務支援

市内企業・事業所からの認定申請書類について、記載内容と証拠資料を照合するなど内容を確認するとともに、企業と連絡をとるなどして不備等を補完するなど、山県市が行う認定業務を支援する。

※企業情報や個人情報の適正な管理に留意すること。

①山県市担当者への助言・支援

②認定企業管理ツールの作成

③認定審査会の支援（資料及び説明）

④認定済企業の更新支援

⑤その他提案事項

(7) 認定式の実施

山県市全体でのワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進の気運を高めるべく、

今年度認定された企業・事業所の認定式を実施するため、開催支援を行うこと。(令和9年2月実施予定)

- ①会場設営・運営の支援(会場は山口市が手配する)
- ②その他提案事項

(8) その他全体の事業に係る提案事項

6. 事業目標値

実現可能性を考慮した上で、「事業目標値」を提案すること。ただし、以下を最低要件とし、提案にあわせてその考え方を示すこと。

- (1) PRチラシ等を配布する事業者数 900社以上
- (2) レベルアップ支援(ステップアップを含む)を実施する市内企業・事業所 1社以上
- (3) 今年度認定企業(ステップアップを含む) 2社以上
- (4) セミナー実施回数 1回以上

7. 組織体制等

本業務の効率的運営のため、事業責任者を置き、総括責任者を筆頭に指示系統を明確にすること。

8. 業務の実効性確保

- (1) 本業務の実施に関して、山口市の指示に誠意をもって適正に対応するとともに、業務の円滑な実施に努めること。
- (2) 受注者は、契約締結後に事業計画を作成し、山口市と綿密な打ち合わせ、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、本業務を適正に執行すること。
- (3) 受注者は本業務の実施にあたり、適宜受注した事業を明示して行うこと。

9. 成果物

- (1) 成果物は、業務委託期間内に次のものを提出すること。
 - ・山口市担当者向け認定サポート資料
 - ・作成したPRツール一式
 - ・市内企業・事業所への支援実績報告書
 - ・セミナー・認定式開催報告書
 - ・その他発注者が必要とするもの
- (2) その他留意事項
 - ・受注者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、証拠書

類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日に属する年度終了後5年間保管しなければならない。

- ・本業務において作成した成果物及び策定段階におけるデータ等に関する権利並びに著作物等に関する一切の権利は山県市に帰属する。
- ・業務終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受注者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。

10. 守秘義務

- (1) 受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

11. 個人情報の取扱いについて

- (1) 業務上知り得た個人情報や法人情報は、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。
- (2) 受注者は事業実施にあたり、収集する個人情報および法人情報について、山県市に情報提供することを事前に説明し同意を得ること。
- (3) 事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は山県市に帰属するものとし、山県市の指示に従い提供を行うこと。
- (4) ここに定めのないことについては「別記1 個人情報取扱特記事項」に定める。

12. その他

- (1) 本業務の実施に必要な法的手続きに適切に対応すること。
- (2) 本業務に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本仕様書に定めがない事項および業務実施中に生じた疑義は、山県市と受注者双方による協議のうえ決定する。
- (4) 本業務は、地域女性活躍推進交付金（以下「交付金」という。）を活用し行うものであり、交付金対象経費及び対象外経費について、別紙「業務設計書」で明記する。

以上